

こんなときどうする?! 知的財産アドバイス

連載 第42回



この連載では、印刷会社の業務で起こりうる、知的財産に関するトラブル・疑問とその注意点について、関係する知的財産に関する法律を交えて紹介・解説していきます。

セールで割引販売する商品価格の表示に関する注意点

相談内容 地元商店街から、新春セールの開催に際して、売上増加につながるような企画を提案してほしいとの依頼がありました。セール期間中に10,000円分の買い物をすると加盟店の人気商品が半額で購入できるクーポン券の発行を提案しようと思います。提案が採用されると割引クーポン券やセールチラシの印刷、告知用ホームページ画面や店頭POP等の制作を依頼されます。何か注意することがあれば教えてください。

回答

商店街とセールの打ち合わせを行う際に、各加盟店に対して、リストアップした人気商品は割引クーポンを使うことで半額になっても、品質や数量等は変更しないことを確認してください。

セール期間中だけ人気商品の品質(素材)や数量を変更したり、別の商品を人気商品の代わりに販売すると景品表示法(不当景品類及び不当表示防止法)の「不当な表示」に該当するおそれがあります。

なお、割引クーポン券が使用できるのはセール期間中だけなのか、人気商品の販売数量に制限はあるのか、割引クーポン券の発行枚数と人気商品の販売数量のバランスは適切か等も予め確認する必要があります。

解説・注意点

1. 景品表示法とは?

景品表示法は、商品販売やサービス提供に関連する不当な景品類や表示による一般消費者の勧誘を防止するもので、これにより一般消費者の自主的・合理的な選択を阻害するような行為が制限・禁止されています。

消費者庁は、一般消費者を誤認させるような不当な表示を以下のとおりに類型化して示しています。

(1) 品質や規格の不当な表示(優良誤認)

① 輸入牛肉を「松阪牛」として販売

② 根拠になる数字がないのに「売上日本一」と表示等
(2) 価格や取引条件の不当な表示(有利誤認)

① 「特別価格で優待旅行」と宣伝しながら実際は通常価格と同額

② 「他社商品の2倍の量」と表示しながら実際は同程度の量等

*販売価格と比較対照価格の「二重価格」を併記して表示した場合、比較対照価格が適切でない場合は不当な表示に該当します。

(3) その他内閣総理大臣が指定する表示(指定不当表示)

① 海外産の商品を国産品として表示(商品の原産国に関する不当な表示)

② 既に売買が成立している不動産や自動車等を購入できるかのように表示(おとり広告に関する表示)等

2. 二重価格の表示が不当な表示に該当するケースとは?

今回のセールでは、人気商品を割引クーポン券を使用し購入できる価格(通常価格の半額)と、通常価格(比較対照価格)の二重価格を併記して表示することになります。

このような「二重価格表示」は、その内容が適切な場合には、一般消費者は適正な商品選択が可能となり、また、事業者間の価格競争も行われます。

しかし、比較対照価格を過去の販売価格、希望小売価格、競争事業者の販売価格等の事実に基づいて表示して



おらず、客観性・正確性に欠け、適切な表示が行われていない場合は、一般消費者に「販売価格が本当に通常価格の半額」かどうかを判断する適切な情報が提供されていないこととなります。

その結果、一般消費者に誤認を与えることになり、上記1.(2)に記載の価格や取引条件の不当な表示(有利誤認)に該当するおそれが生じます。

今回のセールでは、例えば、人気商品のお菓子詰め合わせセット(15個入 3,000円)を半額の1,500円で販売することになりますが、10個入 2,000円のセットに変更して1,500円で販売すると半額ではないので不当な表示に該当します。

なお、15個入のままでも材料や中身を変更すると上記1.(1)に記載の品質や規格の不当な表示(優良誤認)に該当するおそれが生じます。

* 消費者庁は、他にも下記のような二重価格も不当な表示としています。

- ① 中古品や長期展示品に新品価格と比較した販売価格を表示
 - ② 新商品に「当店通常価格」を表示した上で値引後の販売価格を表示
- * 「当店通常価格」を表示する際には、直近8週間程度販売していることが必要
- ③ 希望小売価格が設定されていない商品に任意の希望小売価格を表示
 - ④ ピーク時の宿泊料金を標準価格としてオフ時と比較して表示等

アドバイス

消費者庁は、一般消費者に誤認を与えるような、また景品表示法に違反するような不当な表示を行った場合には、商店街や加盟店等の事業者に対し、指導や差し止め、再発防止措置命令を行ったり、場合によっては課徴金の納付を命じることがあります。

商店街や加盟店が消費者庁からペナルティを受けないように、半額とする商品の特定や比較対照価格の表示等について、予め十分な打ち合わせを行うようにしてください。

●よくわかる景品表示法と公正競争規約(消費者庁HP)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_180320_0001.pdf

●不当な価格表示についての景品表示法上の考え方(消費者庁HP)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/guideline/pdf/100121premiums_35.pdf

●「おとり広告に関する表示」等の運用基準(消費者庁HP)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/guideline/pdf/100121premiums_31.pdf